

## 意見書第 1 号

### 地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書

地方議会議員の年金制度は、平成の大合併により議員年金の担い手である議員が大幅に減少し、受給者の急増によって年金財政が悪化し、このままの状態では推移すると、平成 23 年には積立金の枯渇が見込まれる。

国において議員年金制度の将来にわたる長期安定化を検討するため、地方議会議員年金制度検討会による「給付と負担の見直し案と廃止案」が示されたところである。

見直し案によると、議員年金制度を維持するためには、公費負担の引き上げ、議員年金掛け金の引き上げ、給付額の削減が必要となることである。

現在、厳しい財政情勢の中、国及び地方の財政状況も極めて厳しいことから、年金制度を維持するための公費負担の増加は、困難な状況下にある。

平成 14 年以降 2 度にわたる給付と負担の見直しによって、議員年金掛け金率の引き上げ及び給付の削減が行われていることから、今後、更なる議員の負担増及び給付の削減は受け入れ難い。

なお、廃止する際には、議員年金への加入は法によって強制されているもので、会員が積み立ててきた金額は保障されるべきであり、現在の年金受給者に対する支給は国の責任において継続されるべきである。

よって、国におかれては、地方議会議員年金制度の廃止に向けた特段の措置を講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 24 日

愛知県武豊町議会 議長 小山 茂 三

#### 【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣官房長官